

「嘘だとも、嘘の皮だわ」——芥川龍之介「一塊の土」論——

河野 有時

一

芥川に農村や農民のことなどわかるまい。

要するに、「一塊の土」は真実性のない、たゞ理智に依つてのみ作り出された機械主義の作品たるにすぎない。(1)

かかる見方がそうであるように、のちに『農民小説集』(2)の巻頭を飾つたにもかかわらず、「一塊の土」が映し出した農村や農民の姿の評判は必ずしもよくはない。例えば、米田利昭はお民が三千円を遺したことについて、「戦前の日本の中下層の農家では、いくら稼いでも金がたまるどころでなかった」(3)と言つて、その現実的でないことを難じている。確かに、過ぎた額であろう。

齋藤萬吉の調査によれば(4)、大正元年に二十反を自作していた農家の収入は九三八円。支出の方は八二九円で、年間の利益は一〇九円となっている。現代家政研究会編『研究実例 貯金の出来る暮らし方』(大正六年九月、金成堂書店)には、老父母と夫婦、子供三人が先祖伝来の田畑を耕し、それに養蚕での収入を加えた「年収五百五十円の農家の生活」が紹介されているが、一年間に貯蓄された金額は一六五円とされており、いずれの場合でも十年に満たない期間で三千円を貯金するのは容易なことではなさそうだ。問題なのは額の多寡だけではない。その暮らしぶりも「農業労働に関する調査——大正九年——」(5)が縁取るようなそれと色調が異なっているように見える。芥川が描いた農村や農民の姿に真実味がないという批判はあながち根拠のないものではなかったの

である。

しかしながら、それはこの話がまったくの絵空事であることを意味しているのではない。そもそも「一塊の土」は、長塚節「土」の小作農勤次一家のように、漱石が「蛆同様に憐れ」(6)だと評した、それこそ土にしがみついてしか生きられぬ最下層の「百姓を見て書いた小説」(7)と同趣のものではないのだ。芥川は違った行き方をしたのだと考えるべきであろう。それでも、「一塊の土」からは「土」が発したのと同じように告発の声を聞きとることができるのではないだろうか。

二

古代の日本では、賦役令の孝子條に、

凡孝子。順孫。義夫。節婦。志行聞於国郡者。申太政官奏聞。表其門閭。同籍悉免課役。有精誠通感者。別加優賞。

と定めて、詔勅が度々だされていた。菅原征子によれば(8)、節婦として四十三人の女性が表彰されているという。「続日本後紀」承和十一年五月に記された

丙申。甲斐國言。山梨郡人伴直富成女。年十五。嫁郷人三枝直平麻呂。生一男一女。而承和四年平麻呂死去「也」。厥後守節不改。年已卅四。而攀号不止。恒事齋食。敬於靈床。宛如存日。量彼操履。堪爲節婦者。勅宜終身免其戸田租。即標門閭。以旌節行上。

などもその一人であった。日本における「表彰政策は奈良時代から始まり、平安時代九世紀まで実施され」てのち、中世までの状況は不明ながら、「江戸時代になると再び各藩で実施されるようにな」ったと菅原は指摘している。

時代が近代に入ると、明治十四年の「褒章条例」（大政官布告第六十三号）によって明治政府は「孝子順孫節婦義僕ノ類ニシテ德行卓絶ナル者」に「緑綬褒章」を与えることを定めた。ただ、これによって表彰という行為が一元化されたのではない。表彰は多様な行政単位や団体によって盛んにおこなわれていたのである。大正三年六月、雑誌『婦人世界』が企画した「近頃の時勢に鑑みて、孝女節婦の美事善行を全国に覓め、厳密公平に審査の上、これを表彰したいと思ひ立ちました」という「隠れたる孝女節婦の表彰」もその一例と言えるだろう。そして、このような流れは大正十五年に宮内省が編集刊行した『大正徳行録』へと続いていく。大正十四年五月十日、大正天皇の結婚二十五年に際して全国の孝子、順孫、節婦、儀僕のなかから篤行卓絶の人物が表彰されたのであるが、その三〇九名の「善行美德を千載に伝ふると共に、普く世に示して衆庶の亀鑑たらしめん」とした『大正徳行録』は戦前までにおこなわれた表彰の一つの帰結であつたろう。では、そういった場所にはどのような人たちの姿が描き出されていたのだろうか。

三

ミネは北海道空知郡中富良野村今井長太郎の妻なり。長太郎は同村伊藤農場の小作人にして、未開地の開墾に従事し、既に四町歩許の耕地を造りしが、四十一年に至りて肋膜炎に罹りぬ。ミネは当時懐妊の身を以て、日夜看護に力めたるも、其のかひなく、長太郎は四十三年遂に歿したり。この時ミネは未だ二十四歳の若盛りなれば、実父は頻りに復籍を勧めたれども、ミネは老いたる舅と幼児儀太郎とを他人の手にかくるに忍びずとて、

頑として聞き入れざりき。其の後も屢再婚を勧めらるれども、貞節を守りてかつて心を動かさず。

舅は数年前より大に老衰して、起居も自由ならねば、ミネは身をも忘れて之を介抱し又一すぢに農業に励みて、専ら家を興さんことをつとむ。されば今は三町五段歩の田畑を耕し、若干の貯蓄をも為せりといふ。

これは『大正徳行録』に載せられた「今井ミネ」の事績である。千葉県の「鹽谷いと」は、五年間病に臥した「夫重治郎は終に二人の子を残して病死したるが、いと此の時年二十四。再婚を勧むる者多けれども、いとは断然としてきゝ入れず、独身の心細さに堪へて行を正しくし、一心に子どもを守り育て、家業を励むこと既に数十年。其の美しき行に知る人いづれも感嘆せざるはなし。明治三十八年、千葉県知事はいとの篤行を表彰せり。」とされている。鳥取県の「小林こう」も見ておこう。彼女は「大正二年夫歿して後は、困窮益々甚だしく、しかも頼るべき身寄もなければ、老いたる姑と四人の子供とは、こう一人の力によるの外なし。この時こう三十二歳、後夫を迎へよと勧むる者もあれど、こうは操を守りて聴かず、独力八反歩の田を耕して生計を立て居れり。こゝうは又義務の念あつく、村内の道路修繕などの際には、女の身にて進んで力仕事を励み、又地主に対する納米の升目の確なる、包装の念入りなるは、著しく人々の目につき、遂に後家米の名あるに至れり。」という女性であつた。

『大正徳行録』を読み進めていくと、夫が病床にあつたり、亡くなつたりすること、その後には再婚を勧められても決して応じないこと、舅や姑、子供の世話しながら家のために懸命に働くということが「節婦」と呼ばれるための条件なのではないかと思われてくる。もちろん、そのような型は『大正徳行録』にかぎつたものではない。先に示した『婦人世界』の「隠れたる孝女節婦の表彰」も同じであつた。

『婦人世界』は三名の特別賞と百名の優等賞をもうけて表彰をおこなつた。三名の特別賞のうちの一人が「森安こはる」である。現在、郷里の公園にその

名を残している森安こはるは森安喜十郎の養女として身体の不自由になった父に孝養を尽くした。こはるの苦労は人々の胸をうったが、生活の過酷さゆえに離縁を勧めた人もいたという。こはるは十五のときから懸命に働くばかりか、「村の通路の修繕、共同林の手入れ、葬祭の手伝など」「妙齡の婦人の身で、少しも耻かしさうな風をせず、養父の代理として出掛け行つて働いたとき、郡教育会からも表彰されたのだった。彼女の姿は今日でも人々の心に響くが、ただ話の型だけに注目すれば、夫と養父の違いはあれども『大正徳行録』に紹介されたような多くの節婦の逸話と同工のものと言うことができるだろう。このような型の話は優等賞にも見ることができると。夫の戦死後を引受けて」と題され紹介された「岡田ナカ」は日露戦争で夫を亡くしたとき「二十六歳、長女六歳を頭に三人の子持」であつたという。「まだ若いこととて、再縁やら養子などを勧める人もあつたが、ナカは「亡き夫の忘れがたみと、老父母の孝養とに身を捧げて、これらの勧めは、一切聴入れ」ず、「一人で一生懸命に働いた」のだった。

さて、お民である。足かけ八年間床に就いていた夫とその死。その働きぶりと言うまでもなく、再婚を断り、「女の癖に」「お墓の穴掘り役」にも出るのだから「節婦」というほかあるまい。だからこそ、「嫁の手本」となり、「貞女の鑑」となり、修身の時間に「近在に二人とない偉い人」と教えられ、「郡でも近々にお民の勤労を表彰するはずだった」のである。ところが、お住はそうは思っていないし、物語もそうは語らない。しかし、あえて言わずとも、大正十三年にあつて、この小説を読んだ者には「嫁の手本」「貞女の鑑」「修身の時間」「勤労を表彰」の語から、すでに型となつて通行していた数多くの節婦の善行談をたやすく想起できたに違いない⁽⁹⁾。

「一塊の土」は、農村や農民の実態をよく知らぬ作者による根も葉もない作り話などではなかつた。その背後にすでに流布していた型通りの話を意識させながら、それとのずれを読ませるものだったのである。ただ、ここで注意して

おかねばならないのは、そのずれが浮き彫りにするのは、「貞女といはれ、働き者といはれる嫁が、むしろ姑に不幸な、一種のエゴイスト」⁽¹⁰⁾ だつたというような点にとどまるものではないということであらう。

四

政策としての表彰は、対象が偉人であるときよりも、一般の民衆のなかにそれが求められるときほど、それをおこなう為政者の思惑が入り込みやすくなるものだろう。表彰される当人の立場とは無関係に、その存在や行為に政治的な意味が付与されるというわけだ。端的に言えば、為政者が求める人物が表彰の名のもとに採りだされるのである。

『婦人世界』の表彰では、夫の死傷の原因として日露戦争がしばしば挙げられた。戦争で夫を亡くしても、あるいは、夫が身体の不自由を失つても、不平を口にせずに家を支えていく彼女たちは国家にとつては望ましい存在であり、そのあり方は見習うべきものとして広く知らなければならなかつた。それは『婦人世界』という雑誌が、日露戦争直後に「帝国の進軍に鑑みて、其家庭、国家、社会に対する責任を自覚し、男子と協賛して先づ家庭の改良を期図とし、併せて国会、社会の福利を増進する」⁽¹¹⁾ ために創刊されたことと無縁ではなかつたはずだ。また、「一善一行の美と雖、必ず之を表彰し、孜孜努めて止まざれば、遂には善行美事風をなし、国民の品性道徳を高むるに至り、国家をして富国強兵の実を挙げしむる」ことを目指した『善行大鑑』⁽¹²⁾ に、難病に罹り日常の起居にも支障をきたした夫を支え、離縁を勧められても泣いて応ぜず、老いたる姑に仕えて孝養を怠らず、山梨県知事から表彰された「節婦たまの」が紹介されているのも、その「善行」がその書の目論見と合致すると見做されたからに相違ない。

明治四十三年十月、内務省は『地方経営小鑑』を編んだが、ここには夫が患った六年間、療養と家計に力を尽くし、夫の死後も一家を維持し、棄児の養育までして茨城県知事から表彰された節婦小池はなが紹介されている。興味深いのは『地方経営小鑑』がこの記事の後段にはなの村では、祝賀会の席上にて矯風貯蓄会が組織されたことを伝え、その結果、村の風紀は改良され、賭博の業を廃して貯蓄組合に加入する者も現れて「二百四十余戸は、一として貯蓄の實行に漏るゝものなし」と結ばれていることである。一節婦の奇特の行いが村の経営にまで優れた影響を与えたという事例を内務省は喧伝しなかったに違いない。型通りの節婦の話は、言い表しようなかったはずの過酷な現実の上辺を撫でるように通り過ぎ、あるべき国民の姿として行き渡っていたのである。そういう節婦を「情ない人間」と「一塊の土」は言う。そこには、お民が「エゴイスト」かどうかという個人の性状の問題に限定されない、流用されている美談への不審が詰まっていたと見るべきであろう。

五

「一塊の土」を以上のように節婦の記事を視野にいれながら読み返すとき、お民というその名が「民」であることに注目するのはあまりに穿った見方に過ぎようが、例えば、お民が「不毛の山国からこの界限へ移住して来た所謂『渡りもの』の娘」とされていることなどには相応の意味が見いだせるように思われる。『大正徳行録』では、人物の紹介は「○○村の△△の娘」や「○○町の△△の長女」というように出自から書き出されることが多かったからである。そして、それらの記事はやがて子供の話題へと続いていくのが通例だった。子供を学校に通わせるというのは重要なことだったのである⁽¹³⁾。「ひとつの背景にすぎない」⁽¹⁴⁾とも評された広次が学校に通っていることもそういう

要件とかかわっているのだろう。だが、ここでも養育のすべてはお住の手によっており、節婦の記事との差異は明確なものとなっている。

繰り返せば、「一塊の土」は荒唐無稽な想像上のお話ではなかった。お住を通してお民の向こうに、よく知られていた節婦の話型を透かし見せながら、それらを相対化しようとしたものだったのである。農村の実情との懸隔、お民の内面が直接的に説明されないことなども、「一塊の土」の方法のひとつではなかったのだろうか。しかし、先行するお話によって立つだけなら、その世界が訴えるところも空疎に響くとの誹りはまぬかれないだろう。ましてや芥川の訴るところだ。

けれども、貧しさそのものを直視して惨状をさらけ出した「土」から遅れること十四年、懸命に働いて財と名声を成したとしても、一家に幸福が訪れないという幕切れは、貧しさそのものを救いたい不幸と訴えることと同等に、いやそれ以上に大きな社会的意義があったのではないだろうか。「謙だとも、謙の皮だわ」というお住の声は小さくはない。作品末尾の一文が「しかし」にはじまることに思いをいたせば、一家の見た夢は一時のことであつたと言わざるを得ない。

注

- (1) 宮島新三郎「芥川龍之介論 その一面観」『早稲田文学』第二一八号、大正一三年三月
- (2) 藤森成吉・加藤武雄・木村毅編『農民小説集』(大正一五年六月、新潮社)
- (3) 米田利昭「芥川学者へ——石割透氏の『一塊の土』を読んで——」『葦の葉』第五八号、一九八七年一二月
- (4) 齋藤萬吉『日本農業の経済的変遷』(大正七年一月、西ヶ原叢書刊行会)

(5) 松尾一太郎『農業労働に関する調査—大正9年—』(昭和三年三月、農業発達史調査会)

(6) 『土』に就て——長塚節『土』序——(明治四五年五月)

(7) 「小説予告」(明治四三年六月一日「東京朝日新聞」)

(8) 菅原征子「節婦孝子の表彰と庶民の女性像——古代を中心に——」

『日本女性史論集 8 教育と思想』(平成一〇年五月、吉川弘文館)

(9) 節婦についての記事は、北海道の「端野村誌」(大正一五年)、徳島県の「穴喰村誌」(大正一二年)、熊本県の「鹿本郡誌」(大正一二年)、静岡県安部郡誌」(大正三年)、新潟県「川西郷々土誌」(明治四五年)等の村誌や郡誌においても散見される。

(10) 吉田精一『芥川龍之介』(昭和一七年一二月、三省堂)

(11) 『婦人世界』(第一巻一号、明治三九年一月)

(12) 島内登志衛『善行大鑑』(明治四三年六月、六盟館)

(13) 子供がどのような学校に通っているかは、その家の経済状況ともかかわっていた。(5)の『農業労働に関する調査—大正9年—』は地主、自作農、小作農の相違を「中等以上ノ教育ヲ受ケ」「高等小学校卒業程度」「尋常小学程度」というように教育水準の違いから書きだしている。

(14) 関口安義『一塊の土』論——芥川のリアリズムとはなにか——」

『日本文学』(第二〇巻第九号、昭和四六年九月)

広次の存在については村上林造が「消極的なものとどまらないのではないか」と指摘している(第四〇巻第一号、平成三年一月)。確かに、山本二見『一塊の土』論——一塊の土の意味——(『就実語文』第四号、昭和五八年一月)が指摘するように、年齢が物語の時間と合致していないように見えなくもない。さらに、おそらくは長男かと思われるにもかかわらず広「次」という名であるなど、その存在

は物語の世界に揺らぎを与える性格を孕み込んでいるように思われる。

(東京都立産業技術高等専門学校 ものづくり工学科一般科目)